

業者選定に係る指名基準の運用基準

平成6年6月27日
北九契一第142号通知
最終改正 平成7年6月1日

指名手続きのより一層の透明性を確保するため、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第14条第2項並びに北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第12条第2項に定める指名基準について、次のとおり運用基準を制定する。

記

(1) 経営及び信用の状況（第1号）

次に掲げる事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる場合は指名しないこと。

ア 手形交換所による取引停止処分となっていること。

イ 手形の不渡があり、その事実の日から6か月を経過していないこと。

ウ 市税ほか本市に対する納付金の滞納があり、関係部局から通報のあったもの。

(2) 不誠実な行為の有無（第2号）

以下の事項に該当する場合は指名しないこと。

ア 本市の建設工事等入札参加者の指名停止要綱（以下、「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中であること。

イ 本市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不相当であると認められること。

① 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。

② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

(3) 工事の施工成績（第3号）

工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。

(4) 地理的条件（第4号）

本店、支店又は営業所の所在地及び工事实績からみて工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。

(5) 技術的適性（第5号）

以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。

- ア 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。
- イ 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。
- ウ 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。

(6) 手持ち工事の状況（第6号）

工事の手持状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。

(7) 指名及び契約の実績（第7号）

当該工事と同種工事について、本市との間に相当の指名及び契約実績があること。

(8) その他当該工事についての適否（第8号）

前各号に掲げる場合のほか、上記に準ずる次の事由があると認められる場合は指名にあたって十分に勘案すること。

- ア 本市の行う企業実態調査、下請状況調査等の調査を拒否するなどの理由により業者の実態の把握が困難なとき。
- イ 前号の調査等により業者登録の内容、工事の施工実態に問題があることが認められ、口頭又は文書による注意を受けているとき。
- ウ 経営状況不良について(1)に掲げる具体的事実はないが、差押を受けるなど経営状況に問題があることが十分に認められるとき。
- エ 本店・営業所等の所在地及び実態について登録申請と異なるなど問題があると認められるとき。
- オ 過去の指名停止の状況
- カ 不正・不当な手段若しくは方法により本市発注工事の受注を図ろうとし、又は本市発注工事に介入を行おうとしたとき。
- キ 本市が実施する事業に著しく非協力的であり、当該事業の実施に当たって大きな障害となったとき。
- ク その他、市発注工事の請負者として不相当であると認められる事由があるとき。

付 則

この基準は、平成6年7月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成7年6月1日から施行する。